

寄附金の納入方法等について

①納付書による納入

「寄附申込書」の受付後、事業費の確定を以って当町から「納付書」を郵送いたしますので、鶴田町指定金融機関または収納代理金融機関からお振込みください。（県内の本店・支店に限ります）

【指定金融機関】

- ・青森銀行

【収納代理金融機関】

- ・みちのく銀行
- ・青い森信用金庫
- ・つがるにしきた農業協同組合

※上記金融機関以外からの納入につきましては、②指定口座への振込扱いとなり、振込手数料がかかります。寄附をされる企業様でご負担ください。

②指定口座への振込による納入

当町の会計管理者口座へお振込みください。

【振込先】青森銀行 鶴田支店（普通）195337 鶴田町会計管理者 ㄥㄥㄥㄥㄥㄥㄥㄥ

※振込手数料がかかります。

③現金書留による納入

寄附申込み後に現金書留にて郵送してください。

※郵送料は企業様でご負担ください。

《送付先》

〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬 200 番地 1
鶴田町企画観光課まちづくり班（企業版ふるさと納税担当）

④窓口払による納入

下記窓口にお越しください。

《来庁先》

〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬 200 番地 1
鶴田町役場庁舎2階 企画観光課まちづくり班

受領証の送付について

寄附金の入金確認後、当町から「受領証」を郵送いたします。

「受領証」は申告時に行う控除手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

税の申告手続き

申告時に地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の適用がある寄附を行った旨を申告するとともに、「受領証」の写しを添えて手続きを行ってください。